

88 投稿

年齢・職業不詳の自殺者が都道府県別自殺率に及ぼす影響

アカザワ マサト マツモト トシヒコ カワ ノ ケン ジ イナガキ マサトシ タケシマ タダン
 赤澤 正人*1 松本 俊彦*2 川野 健治*3 稲垣 正俊*4 竹島 正*5

目的 警察庁発表の自殺の概要資料と厚生労働省の人口動態統計では、毎年自殺者数、自殺率に差が確認される。集計方法の違いが要因のひとつと考えられるが、自殺の概要資料には発見された年以前の自殺がその年の自殺として計上されうる。本研究では、発見された年以前の自殺者であると推測される自殺者を、「年齢不詳」かつ「職業不詳」の自殺者として捉え、年齢・職業不詳の自殺者が都道府県の自殺率に及ぼす影響を検討する。

方法 警察庁から自殺予防総合対策センターに提供を受けた、平成16年から18年の自殺についての自殺統計原票に基づく集計データから、都道府県別に年齢・職業不詳の自殺者数を集計した。そして発見地による自殺者数から年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率を求め、発見地による自殺率と比較検討した。

結果 3年間に全国で779人の年齢・職業不詳の自殺者が確認された。年齢・職業不詳の自殺者が多い都道府県は、東京都、山梨県、福岡県、神奈川県、愛知県等であった。山梨県は他県と比較して、発見地による自殺率(41.9, 41.8, 42.7)と、年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率(38.3, 36.0, 36.4)との間に差があることが分かった。

結論 山梨県では、年齢・職業不詳の自殺者数が自殺の概要資料における自殺率を高めている可能性が示唆された。自殺の実態把握にはデータの特徴や限界を認識しておくことが重要である。

キーワード 自殺、自殺率、自殺の概要資料、人口動態統計、年齢・職業不詳の自殺者

I はじめに

わが国の自殺者数は、平成10年に急増して以降、増減を繰り返しながら年間3万人超という人数で推移している。そうした中で、平成18年に社会的な取り組みにより、自殺の防止と遺族支援の充実を図るために「自殺対策基本法」が制定され、平成19年6月には政府が推進すべき自殺対策の基本的かつ総合的な大綱として、「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。この「自殺総合対策大綱」に基づき、地方公共団体、医療機関、民間団体等と連携を図りながら、総

合的な自殺対策への取り組みが推進されている¹⁾。

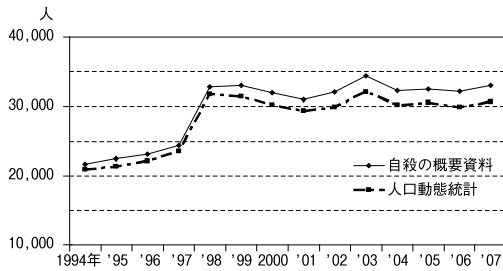
「自殺総合対策大綱」の、自殺を予防するための当面の重点施策の1つに、自殺の実態を明らかにすることが挙げられている。自殺の実態解明の方法の1つに、既存資料の利活用の促進が提唱されており、各都道府県警察が保有する自殺統計資料や関係機関が保有する資料等について、自殺の実態解明のための調査研究への活用の促進が記されている²⁾。新規の実態把握に加えて、既存資料を用いた様々な分析によって、自殺の実態を正確に把握していくことが求めら

*1 国立精神・神経センター精神保健研究所精神保健計画部リサーチ・レジデント

*2 同 自殺予防総合対策センター自殺実態分析室長 *3 同 自殺対策支援研究室長 *4 同 適応障害研究室長

*5 同センター長、国立精神・神経センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター長、同 精神保健計画部長

図1 自殺の概要資料と人口動態統計における自殺者数の推移



れているといえるだろう。

わが国の自殺の実態把握に利用可能性の高い公的な統計は2つあり、1つは厚生労働省大臣官房統計情報部の「人口動態統計」、もう1つは警察庁生活安全局の「自殺の概要資料」である。2つの統計からみた年間自殺者数は、図1からも明らかなように、増減の傾向はほぼ一致しているが、いずれの年も警察庁の「自殺の概要資料」の方が「人口動態統計」よりも多くなっている。この2つの統計に自殺者数の差が生じる理由としては、表1のように2つの統計の対象、範囲、調査方法の違いが考えられる。

「人口動態統計」は指定統計であり、厚生労働省や目的外使用の申請を行った研究者によって分析結果が公表されてきている³⁾⁻⁵⁾。今後は「自殺の概要資料」も自殺対策に活用していくことが期待されるが、目的、範囲、対象、方法などの特徴を捉え、その利用可能範囲と制約を十分理解した上で、慎重に分析と結果の解釈を行うべき部分がある。

国立精神・神経センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター（以下、自殺予防総合対策センター）では、警察庁から平成16年から18年中の自殺に関して、自殺統計原票に基づく集計データ（以下、警察庁集計データ）の提供を受け、自殺の実態把握に向けて、都道府県別の自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）について分析を行った。なお「人口動態統計」では人口10万人当たりの自殺者数を「自殺死亡率」としているが、「自殺の概要資料」では「自殺率」としている。「人口動態統計」では住所地の人口10万対の自殺者数を表し、「自殺の概要

表1 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺の概要資料」の違い

調査対象の差異

厚生労働省は、日本における日本人を対象とし、警察庁は総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

調査時点の差異

厚生労働省は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上している。

事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理をしており、死亡診断書等について作成者からの自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁は、死体発見時に自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときには、検視調書または死体見聞調書が作成されるのみであるが、その後の調査等により自殺と判明したときは、その時点で計上する。

出典 平成19年版自殺対策白書

表2 自殺の概要資料と人口動態統計における自殺死亡率上位7県の差（平成19年）

	自殺の概要資料 ²⁾	人口動態統計 ¹⁾²⁾	自殺死亡率の差 (自殺の概要資料－人口動態統計)
全 国	25.9	24.4	1.5
山梨県	39.0	26.1	12.9
秋田県	37.2	37.5	△ 0.3
青森県	36.0	33.3	2.7
岩手県	35.4	32.2	3.2
島根県	35.4	32.1	3.3
宮崎県	34.6	34.6	0.0
新潟県	34.4	32.0	2.4

注 1) 人口動態統計の自殺死亡率は、確定数ではなく概数に基づく。

2) 人口10万対である。

資料」では、発生地の人口10万対の自殺者数を表し、両者は異なる意味を持つが、本研究では自殺率と統一表記することにする。自殺率は、「自殺対策大綱」でも有用な指標の1つとして述べられている²⁾。「人口動態統計」と「自殺の概要資料」に自殺者数の差があることはすでに述べたとおりであるが、自殺率にも2つの統計には、表2のように差がみられる。山梨県の自殺率については、2つの統計に大きな差があり、表1で示した統計の違いが顕著に反映されている可能性がある。

「自殺の概要資料」には、過去の自殺者や都道府県外出身の自殺者が含まれることになる。警察庁集計データの範囲で、自殺率の違いが生じる要因の分析を行うことにしたが、警察庁集計データには自殺者の出身地に関する情報は存在しないため、出身地の違いによる要因の分析

は不可能である。そこで「年齢不詳」かつ「職業不詳」の自殺者に焦点を当て、過去の自殺者に着目した。発見時に個人の職業特定につながるものが何もなく、加えて年齢不詳の遺体は、死の直後から始まる、人体に起こるすべての物理的、科学のおよび生物学的変化である死体現象⁶⁾によって白骨化していることが予想される。白骨化に要する年数は、地上死体では半年～1年、水中では1～2年、土中では3～4年といわれているが、死体の置かれた環境によって大きく左右され、地上で真夏を経過した死体は2～3カ月以内で白骨化することもある⁷⁾。また年齢不詳の遺体は、骨の個人識別⁶⁾で年齢推定が困難な遺体であったことが予測される。こうして身元が分からなくなった過去の自殺者と思われる自殺者数が、都道府県の自殺率に少なからず影響を及ぼしていることが予想される。そこで本研究では、身元不明の過去の自殺事例と推測される自殺者を、「年齢不詳」かつ「職業不詳」の自殺者として捉え、各都道府県における年齢・職業不詳の自殺者数が、自殺率に及ぼす影響を検討することを目的とした。

表3 自殺統計原票の項目

資料種別
発見地の管轄警察署
原票の番号
発見年月日時
自殺の年月日時
県別
年齢
性別
職業
配偶者
自殺の場所
自殺の手段
前兆
自殺の原因・動機
心中の有無

表4 警察庁集計データの項目

総数
性別
職業別
年齢別（～19歳，20～29，30～39，40～49，50～59，60歳以上）
遺書ありにおける原因・動機別
遺書なし

Ⅱ 方 法

（１） 手続き

2008年6月に、警察庁から自殺予防総合対策センターへ、平成16年から18年中の自殺に関して、自殺統計原票に基づく警察庁集計データの提供を受けた。自殺統計原票には、表3に示した15項目があるが、提供を受けた警察庁集計データは都道府県別、警察署別の表4の6項目から構成されており個人情報含まれていない。

まず、都道府県別の発見地による自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）を、警察庁集計データからの自殺者数と、総務省統計（毎年10月1日現在⁸⁾）の都道府県別総人口に基づき算出した。

次に都道府県別年齢・職業不詳の自殺者数を集計し、自殺者数における割合を算出した。次に自殺者数から年齢・職業不詳の自殺者数を除いた人数を求めた。そしてその人数から、年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率を、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づき算出した。そして発見地における自殺率と年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率の差を求めた。

警察庁集計データの分析には、SPSS 16.0 Japanese for Windows を使用した。

（２） 倫理的配慮

警察庁集計データの分析に当たっては、警察庁と自殺予防総合対策センターとの間での取り決めに従い対応した。

Ⅲ 結 果

警察庁集計データを基に集計した結果を年別に表5、表6、表7に示す。これらから、毎年200人以上の年齢・職業不詳の自殺者が存在していることがわかる。また、年齢・職業不詳の自殺者数が自殺者数に占める割合は全国でみると1%に満たないことがわかる。3年間の年齢・職業不詳の自殺者数は男性674

人、女性105人の計779人で、平均値は260(標準偏差24.03)人であった。

年齢・職業不詳の自殺者が多い都道府県をみると、東京都と山梨県が3年とも上位で突出しており、以下は年によって違いはあるが、関東近県や愛知県、福岡県が続いた。また年齢・職業不詳の自殺者数が、自殺者数に占める割合が高い都道府県は3年とも山梨県が突出して高いことがわかった。

平成16年から18年にかけての発見地における自殺率と、年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率の差の分布の様子を、図2の箱ひげ図で示す。発見地における自殺率と、年齢・職業

表5 平成16年における都道府県別年齢・職業不詳の自殺者数が自殺率に及ぼす影響

	総人口 (千人)	自殺者数 (人)	発見地 による 自殺率 (%)	年齢・職業不詳の 自殺者			年齢・職業 不詳の自殺 者数/自殺 者数 (%)	自殺者数－ 年齢・職業 不詳の自殺 者数 (人)	年齢・職業 不詳の自殺 率 (%)	発見地による 自殺率と 年齢・職業 不詳の自殺 者数を除いた 自殺率の 差 (%)
				男性 (人)	女性 (人)	年齢・職業 不詳の自殺 者数 (人)				
総 数	127 787	32 325	25.3	241	42	283	0.9	32 042	25.1	0.2
北海道	5 650	1 607	28.4	1	—	1	0.1	1 606	28.4	0.0
青森県	1 448	596	41.2	2	—	2	0.3	594	41.0	0.1
岩手県	1 395	525	37.6	2	—	2	0.4	523	37.5	0.1
宮城県	2 366	628	26.5	—	—	—	—	628	26.5	0.0
秋田県	1 156	494	42.7	1	—	1	0.2	493	42.6	0.1
山形県	1 224	388	31.7	3	—	3	0.8	385	31.5	0.2
福島県	2 102	645	30.7	5	1	6	0.9	639	30.4	0.3
東京都	12 482	2 691	21.6	70	10	80	3.0	2 611	20.9	0.6
茨城県	2 982	777	26.1	1	—	1	0.1	776	26.0	0.0
栃木県	2 016	503	25.0	2	—	2	0.4	501	24.9	0.1
群馬県	2 027	552	27.2	—	—	—	—	552	27.2	0.0
埼玉県	7 046	1 478	21.0	—	—	—	—	1 478	21.0	0.0
千葉県	6 047	1 380	22.8	11	—	11	0.8	1 369	22.6	0.2
神奈川県	8 753	1 660	19.0	—	—	—	—	1 660	19.0	0.0
新潟県	2 445	820	33.5	—	—	—	—	820	33.5	0.0
山梨県	886	371	41.9	35	17	52	14.0	319	36.0	5.9
長野県	2 206	576	26.1	4	2	6	1.0	570	25.8	0.3
静岡県	3 791	912	24.1	9	—	9	1.0	903	23.8	0.2
富山県	1 115	342	30.7	2	—	2	0.6	340	30.5	0.2
石川県	1 178	295	25.0	1	—	1	0.3	294	25.0	0.1
福井県	824	233	28.3	2	—	2	0.9	231	28.0	0.2
岐阜県	2 108	572	27.1	4	1	5	0.9	567	26.9	0.2
愛知県	7 209	1 485	20.6	14	2	16	1.1	1 469	20.4	0.2
三重県	1 867	471	25.2	7	—	7	1.5	464	24.9	0.4
滋賀県	1 375	339	24.7	3	—	3	0.9	336	24.4	0.2
京都府	2 650	632	23.8	8	2	10	1.6	622	23.5	0.4
大阪府	8 825	1 933	21.9	—	—	—	—	1 933	21.9	0.0
兵庫県	5 592	1 385	24.8	—	—	—	—	1 385	24.8	0.0
奈良県	1 428	316	22.1	5	—	5	1.6	311	21.8	0.4
和歌山県	1 045	332	31.8	2	—	2	0.6	330	31.6	0.2
鳥取県	610	189	31.0	1	—	1	0.5	188	30.8	0.2
島根県	747	274	36.7	1	—	1	0.4	273	36.5	0.1
岡山県	1 959	441	22.5	1	1	2	0.5	439	22.4	0.1
広島県	2 879	726	25.2	5	—	5	0.7	721	25.0	0.2
山口県	1 502	392	26.1	2	—	2	0.5	390	26.0	0.1
徳島県	814	176	21.6	—	—	—	—	176	21.6	0.0
香川県	1 016	208	20.5	—	—	—	—	208	20.5	0.0
愛媛県	1 475	409	27.7	4	—	4	1.0	405	27.5	0.3
高知県	802	287	35.8	2	1	3	1.0	284	35.4	0.4
福岡県	5 050	1 431	28.3	18	1	19	1.3	1 412	28.0	0.4
佐賀県	870	280	32.2	3	—	3	1.1	277	31.8	0.3
長崎県	1 490	448	30.1	1	—	1	0.2	447	30.0	0.1
熊本県	1 848	499	27.0	—	—	—	—	499	27.0	0.0
大分県	1 214	334	27.5	3	1	4	1.2	330	27.2	0.3
宮崎県	1 159	394	34.0	1	2	3	0.8	391	33.7	0.3
鹿児島県	1 763	558	31.7	4	1	5	0.9	553	31.4	0.3
沖縄県	1 353	341	25.2	1	—	1	0.3	340	25.1	0.1

注 1) 自殺者数および発見地による自殺率は、警察庁集計データと総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づき算出したものである。

2) 年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率とは、自殺者数から年齢・職業不詳の自殺者数を減じた数と、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づき算出したものである。

を除いた自殺率の差の平均値は、0.29（標準偏差0.85）、0.24（標準偏差0.51）、0.30（標準偏差0.92）と推移していることがわかった。第三四分位点に四分位範囲の1.5倍の値を加えた値より大きな値をはずれ値と定義すると、山梨県

の自殺率の差の値は3年ともはずれ値であることがわかった。また、平成18年の自殺率の差について、福井県の値もはずれ値の可能性があったが、今回のはずれ値の定義にはあてはまらないことがわかった。

表6 平成17年における都道府県別年齢・職業不詳の自殺者数が自殺率に及ぼす影響

Ⅳ 考 察

3年間のデータではあるが、年齢・職業不詳の自殺者数が多い都道府県には、一定の傾向がみられた。また、全国でみた場合では、年齢・職業不詳の自殺者が自殺率に与える影響は少ないと捉えることができるかもしれないが、都道府県別でみた場合では、年齢・職業不詳の自殺者数が自殺率に影響を与えていると思われる地域が見受けられた。山梨県を除いた年齢・職業不詳の自殺者数が多い地域は、大都市または大都市近郊の県であり、多くの労働者が流入していることが予想される。平成18年の厚生労働省の雇用動向調査⁹⁾

によると流入人口が多い都道府県の上位は、東京都、愛知県、大阪府、千葉県、神奈川県であった。また、年齢・職業不詳の自殺者数が多い県は、外国人労働者が多い地域でもあることが厚生労働省の外国人雇用状況報告（平成18年

6月1日現在¹⁰⁾）からわかる。それによると直接雇用の外国人労働者数は、東京都、愛知県、静岡県、神奈川県、大阪府が上位であった。なお、福岡県は、九州地方において流入人口と外国人労働者が最も多い県であった。

	総人口 (千人)	自殺者数 (人)	発見地 による 自殺率 (%)	年齢・職業不詳の 自殺者			年齢・職業 不詳の自殺 者数/自殺 者数 (%)	自殺者数- 年齢・職業 不詳の自殺 者数 (人)	年齢・職業 不詳の自殺 者数 (%)	発見地による 自殺率と 年齢・職業 不詳の自殺 者数を除いた 自殺率の 差 (%)
				男性 (人)	女性 (人)	年齢・職業 不詳の自殺 者数 (人)				
総 数	127 768	32 552	25.5	211	24	235	0.7	32 317	25.3	0.2
北海道	5 628	1 582	28.1	—	1	1	0.1	1 581	28.1	0.0
青森県	1 437	591	41.1	—	—	—	—	591	41.1	0.0
岩手県	1 385	509	36.8	2	—	2	0.4	507	36.6	0.1
宮城県	2 360	636	26.9	1	—	1	0.2	635	26.9	0.0
秋田県	1 146	467	40.8	—	—	—	—	467	40.8	0.0
山形県	1 216	404	33.2	2	—	2	0.5	402	33.1	0.2
福島県	2 091	669	32.0	8	—	8	1.2	661	31.6	0.4
東京都	12 577	2 716	21.6	51	9	60	2.2	2 656	21.1	0.5
茨城県	2 975	749	25.2	6	—	6	0.8	743	25.0	0.2
栃木県	2 017	570	28.3	6	1	7	1.2	563	27.9	0.3
群馬県	2 024	559	27.6	1	—	1	0.2	558	27.6	0.0
埼玉県	7 054	1 615	22.9	—	—	—	—	1 615	22.9	0.0
千葉県	6 056	1 447	23.9	2	1	3	0.2	1 444	23.8	0.0
神奈川県	8 792	1 669	19.0	13	1	14	0.8	1 655	18.8	0.2
新潟県	2 431	776	31.9	1	—	1	0.1	775	31.9	0.0
山梨県	885	370	41.8	29	2	31	8.4	339	38.3	3.5
長野県	2 196	614	28.0	2	—	2	0.3	612	27.9	0.1
静岡県	3 792	943	24.9	9	1	10	1.1	933	24.6	0.3
富山県	1 112	356	32.0	1	—	1	0.3	355	31.9	0.1
石川県	1 174	294	25.0	6	1	7	2.4	287	24.4	0.6
福井県	822	220	26.8	2	1	3	1.4	217	26.4	0.4
岐阜県	2 107	596	28.3	4	—	4	0.7	592	28.1	0.2
愛知県	7 255	1 532	21.1	8	1	9	0.6	1 523	21.0	0.1
三重県	1 867	465	24.9	1	—	1	0.2	464	24.9	0.1
滋賀県	1 380	360	26.1	6	2	8	2.2	352	25.5	0.6
京都府	2 648	599	22.6	5	—	5	0.8	594	22.4	0.2
大阪府	8 817	2 044	23.2	1	—	1	0.0	2 043	23.2	0.0
兵庫県	5 591	1 385	24.8	—	—	—	—	1 385	24.8	0.0
奈良県	1 421	316	22.2	5	—	5	1.6	311	21.9	0.4
和歌山県	1 036	330	31.9	2	—	2	0.6	328	31.7	0.2
鳥取県	607	179	29.5	1	—	1	0.6	178	29.3	0.2
島根県	742	238	32.1	2	—	2	0.8	236	31.8	0.3
岡山県	1 957	482	24.6	5	—	5	1.0	477	24.4	0.3
広島県	2 877	669	23.3	2	—	2	0.3	667	23.2	0.1
山口県	1 493	397	26.6	—	—	—	—	397	26.6	0.0
徳島県	810	181	22.3	1	1	2	1.1	179	22.1	0.2
香川県	1 012	212	20.9	—	—	—	—	212	20.9	0.0
愛媛県	1 468	416	28.3	—	—	—	—	416	28.3	0.0
高知県	796	260	32.7	1	—	1	0.4	259	32.5	0.1
福岡県	5 050	1 353	26.8	12	—	12	0.9	1 341	26.6	0.2
佐賀県	866	249	28.8	1	—	1	0.4	248	28.6	0.1
長崎県	1 479	473	32.0	1	—	1	0.2	472	31.9	0.1
熊本県	1 842	485	26.3	2	—	2	0.4	483	26.2	0.1
大分県	1 210	319	26.4	4	2	6	1.9	313	25.9	0.5
宮崎県	1 153	375	32.5	1	—	1	0.3	374	32.4	0.1
鹿児島県	1 753	522	29.8	2	—	2	0.4	520	29.7	0.1
沖縄県	1 362	359	26.4	2	—	2	0.6	357	26.2	0.1

注 1) 自殺者数および発見地による自殺率は、警察庁集計データと総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づき算出したものである。

2) 年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率とは、自殺者数から年齢・職業不詳の自殺者数を減じた数から、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づき算出したものである。

こうした労働者数の要因と、年齢・職業不詳の自殺者数の多さとの関連を示す資料は見当たらないが、1つの遠因の可能性も考えられる。ただし、他県からの労働者の流入が多く、外国人労働者の数も多い大阪府では、年齢・職業不詳の自殺者数が3年間で1人であるため、年齢・職業不詳の自殺者数の多さと他県からの労働者の流入数や外国人労働者数の関連については慎重に検討する必要がある。加えて、身元が確認できないほど遺体発見に時間を要したことに關して、労働者数の多さという実態では言及できないという限界も指摘しておく。

山梨県の場合には、年齢・職業不詳の自殺者数の多さに加えて、発見地による自殺率と、年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率に大きな差があることがわかった。山梨県の年齢・職業不詳の自殺者を除いた自殺率は、発見地による自殺率よりも低く、平成16年

表7 平成18年における都道府県別年齢・職業不詳の自殺者数が自殺率に及ぼす影響

	総人口 (千人)	自殺者数 (人)	発見地による 自殺率 (%)	年齢・職業不詳の 自殺者			年齢・職業 不詳の自殺 者数/自殺 者数 (%)	自殺者数－ 年齢・職業 不詳の自殺 者数 (人)	年齢・職業 不詳の自殺 率 (%)	発見地による 自殺率と 年齢・職業 不詳の自殺 者数を除いた 自殺率の 差 (%)
				男性 (人)	女性 (人)	年齢・職業 不詳の自殺 者数 (人)				
総 数	127 770	32 155	25.2	222	39	261	0.8	31 894	25.0	0.2
北海道	5 601	1 663	29.7	4	1	5	0.3	1 658	29.6	0.1
青森県	1 423	500	35.1	3	—	3	0.6	497	34.9	0.2
岩手県	1 375	506	36.8	4	1	5	1.0	501	36.4	0.4
宮城県	2 355	616	26.2	—	—	—	—	616	26.2	0.0
秋田県	1 134	493	43.5	—	—	—	—	493	43.5	0.0
山形県	1 208	424	35.1	1	—	1	0.2	423	35.0	0.1
福島県	2 080	681	32.7	6	2	8	1.2	673	32.4	0.4
東京都	12 659	2 665	21.1	44	7	51	1.9	2 614	20.6	0.4
茨城県	2 972	785	26.4	6	1	7	0.9	778	26.2	0.2
栃木県	2 015	577	28.6	2	1	3	0.5	574	28.5	0.1
群馬県	2 021	562	27.8	5	—	5	0.9	557	27.6	0.2
埼玉県	7 071	1 483	21.0	—	—	—	—	1 483	21.0	0.0
千葉県	6 074	1 394	23.0	14	—	14	1.0	1 380	22.7	0.2
神奈川県	8 830	1 639	18.6	3	—	3	0.2	1 636	18.5	0.0
新潟県	2 418	794	32.8	—	—	—	—	794	32.8	0.0
山梨県	880	376	42.7	46	10	56	14.9	320	36.4	6.4
長野県	2 189	554	25.3	4	2	6	1.1	548	25.0	0.3
静岡県	3 797	951	25.0	5	—	5	0.5	946	24.9	0.1
富山県	1 110	290	26.1	1	—	1	0.3	289	26.0	0.1
石川県	1 172	295	25.2	2	—	2	0.7	293	25.0	0.2
福井県	819	211	25.8	2	2	4	1.9	207	25.3	0.5
岐阜県	2 105	552	26.2	4	—	4	0.7	548	26.0	0.2
愛知県	7 308	1 510	20.7	14	3	17	1.1	1 493	20.4	0.2
三重県	1 873	468	25.0	6	2	8	1.7	460	24.6	0.4
滋賀県	1 389	326	23.5	4	—	4	1.2	322	23.2	0.3
京都府	2 643	596	22.6	5	2	7	1.2	589	22.3	0.3
大阪府	8 815	1 952	22.1	—	—	—	—	1 952	22.1	0.0
兵庫県	5 590	1 349	24.1	—	—	—	—	1 349	24.1	0.0
奈良県	1 416	309	21.8	2	—	2	0.6	307	21.7	0.1
和歌山県	1 028	313	30.4	1	—	1	0.3	312	30.4	0.1
鳥取県	604	168	27.8	2	—	2	1.2	166	27.5	0.3
島根県	737	262	35.5	1	—	1	0.4	261	35.4	0.1
岡山県	1 955	420	21.5	—	—	—	—	420	21.5	0.0
広島県	2 875	704	24.5	1	—	1	0.1	703	24.5	0.0
山口県	1 483	392	26.4	3	—	3	0.8	389	26.2	0.2
徳島県	805	176	21.9	—	—	—	—	176	21.9	0.0
香川県	1 009	242	24.0	1	—	1	0.4	241	23.9	0.1
愛媛県	1 460	440	30.1	3	—	3	0.7	437	29.9	0.2
高知県	789	241	30.5	2	—	2	0.8	239	30.3	0.3
福岡県	5 054	1 370	27.1	7	2	9	0.7	1 361	26.9	0.2
佐賀県	863	259	30.0	2	—	2	0.8	257	29.8	0.2
長崎県	1 466	423	28.9	—	—	—	—	423	28.9	0.0
熊本県	1 836	548	29.8	3	1	4	0.7	544	29.6	0.2
大分県	1 206	342	28.4	1	1	2	0.6	340	28.2	0.2
宮崎県	1 148	387	33.7	2	—	2	0.5	385	33.5	0.2
鹿児島県	1 743	547	31.4	1	1	2	0.4	545	31.3	0.1
沖縄県	1 368	400	29.2	5	—	5	1.3	395	28.9	0.4

注 1) 自殺者数および発見地による自殺率は、警察庁集計データと総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づき算出したものである。

2) 年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率とは、自殺者数から年齢・職業不詳の自殺者数を減じた数から、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づき算出したものである。

から18年にかけて5.9、3.5、6.3もの差があった。これらの値がはずれ値であることは図2からも明らかである。

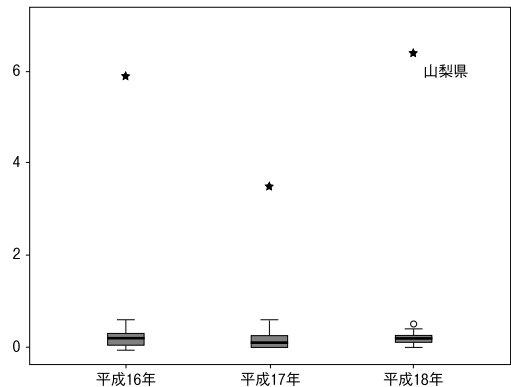
発見地による自殺率の場合だけでなく、年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率の高さ

でも、山梨県が上位に位置することは否定できない。しかし、平成17年では発見地による自殺率が全国で最も高くなっているが、年齢・職業不詳の自殺者を除いた自殺率では全国で3番目の高さになる。これらのことから、山梨県の自殺率には年齢・職業不詳の自殺者数が少なからず影響を及ぼしていることは明らかである。

山梨県では、松本清張の小説「波の塔」で主人公が最期を迎える場所として青樹ヶ原樹海が描かれて以降、その名が全国的に知られるようになった¹¹⁾。そうした地域性を考慮に入れると、遺体発見の遅れにより年齢・職業不詳の自殺者が毎年相当数計上されていることが考えられる。警察庁集計データには、その年に発生した自殺ではない事例が含まれており、それらが自殺率に大きな影響を及ぼしていることが山梨県の特徴であると推測される。また、発見地で計上されるので山梨県外からの自殺者が含まれている。自殺者の住所地を基に計上された厚生労働省の「人口動態統計」では、山梨県の自殺率は平成16年から18年にかけて24.7、26.9、24.7と推移しており¹²⁾、全国平均より若干高い程度である。それらは警察庁集計データの発見地による自殺率(41.9、41.8、42.7)とは大きな開きがあり、山梨県の自殺率の高さを議論するには慎重な検討が求められるといえる。より厳密な自殺の実態把握には、自殺者の発見地と住所地を照らし合わせることが可能な資料が必要であると思われる。

本研究の限界として、年齢・職業不詳の自殺者を身元不明となった過去の自殺者として捉えたことによって、身元不明の自殺者をすべて集計できていない点が挙げられる。本研究では、法医学の死体現象を参考に、身元がわからない過去の自殺と推測される自殺者を、年齢・職業不詳の自殺者とした。そのため、その他の身元不明と考えられる自殺者を含むことが不可能であった。例えば、年齢がわかっている職業不詳の自殺者の中には、身元が判明している者と判明していない者の両者が含まれていると考えられる。他には、自殺者の推定年齢や所持品が判明していても、身元の特定につながらない

図2 発見地における自殺率と年齢・職業不詳の自殺者数を除いた自殺率の差の分布



事例が考えられる。加えて、他都道府県からの自殺者の身元特定にはより多くの時間と労力が必要であろう。

今後の課題としては、年齢・職業不詳の自殺者数の地域差の関連要因の検討が挙げられる。自殺死亡率の地域差には、高齢者割合¹³⁾、婚姻率¹⁴⁾、県民所得¹⁴⁾、人口数¹⁴⁾、精神科医療⁴⁾¹⁴⁾、失業率⁴⁾、農村居住因子¹⁵⁾¹⁶⁾といった社会指標との関連が指摘されている。本研究で示した年齢・職業不詳の自殺者と労働者数の関連はあくまでも予測にすぎないため、今後の検討課題である。

本研究から、毎年多くの年齢・職業不詳の自殺者が存在していることが確認され、山梨県では年齢・職業不詳の自殺者数が自殺率に大きな影響を及ぼしていることが分かった。公表される自殺率の大小で都道府県の自殺の実態を把握するには限界があることを留意しておかなければならないと思われる。また自殺率を用いた単純な比較や順位は、都道府県の年齢構成等を加味していないため粗いものとなることも指摘されている¹⁴⁾。自殺の実態把握の際には、様々なデータの特徴や限界を理解したうえで、それぞれの目的に適った正確な使用に努めることが重要である。より正確な自殺の実態を把握のためには、関係機関の協力や連携、情報共有が求められるといえよう。

謝辞

この分析に当たって助言をいただきました関係行政機関の方々、東京都監察医務院福永龍繁院長に心より御礼申し上げます。

文 献

- 1) はじめに一年次報告書の第1回の作成に当たって一. 平成19年版自殺対策白書. 内閣府 2007.3.
- 2) 自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定). 平成19年版自殺対策白書. 内閣府 2007.155-63.
- 3) 緒方剛, 設楽恵利, 中村好一. 人口動態調査にみる茨城県古河保健所管内の自殺の時間的分布. 厚生指標 2003; 50(7): 34-7.
- 4) 野原勝, 小野田敏行, 岡山明. 自殺の地域集積とその要因に関する研究. 厚生指標 2003; 50(6): 17-23.
- 5) 谷畑健生, 藤田利治, 尾崎米厚, 他. 自殺と社会背景としての失業. 厚生指標 2003; 50(8): 23-9.
- 6) 高取健彦編. エッセンシャル法医学第3版. (株)医歯薬出版, 2006.
- 7) 田中宣幸, 小片守, 池田典昭, 他. 学生のための法医学. 南山堂, 2006.
- 8) 都道府県, 男女別人口-総人口, 日本人人口. 人口推計年報 各年10月1日現在推計人口 総務省. 2004. 2006. (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000001075412>) (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000000090239>)
- 9) 都道府県, 性, 職歴別県内移動入職者数, 他県からの流入者数及び他県への流出者数. 労働統計雇用動向調査(平成18年). 厚生労働省. (http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr_14_8.html)
- 10) 外国人雇用状況報告(平成18年6月現在)の結果について. 外国人雇用状況報告 記者発表. 厚生労働省. (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin09/pdf/14a.pdf>)
- 11) 高橋祥友. 群発自殺. 中央公論社, 1998.
- 12) 都道府県別にみた死因簡単分類別死亡率(人口10万対). 厚生労働省. 2004. 2005. 2006. (<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/010/2005/toukeiyou/0005652/t0125420/MC190000',1>) (<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/010/2004/toukeiyou/0004982/t0109017/MC190000',1>) (<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/010/2006/toukeiyou/0006067/t0134562/MC150000',39>)
- 13) 藤田利治. 自殺の実態に関する人口動態調査に基づく保険統計学的研究: 社会経済要因との関連. 平成16年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学事業)「自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究」研究協力報告書. 2005: 57-76.
- 14) 滝澤透, 渡邊直樹, 山下志穂. 自殺の地域差. 高橋祥友(編)こころの科学 自殺予防 2004; 118: 34-9.
- 15) 荒木俊一, 村田勝敬. 行動経済成長期(1960-75年, 日本)の自殺死亡率の変動と社会生活因子の影響. 日本公衆衛生雑誌 1984; 31(12): 651-7.
- 16) 角南重夫. 我が国の自殺死亡率の都道府県格差に関係する要因. 日本公衆衛生雑誌 1984; 31(12): 397-401.